

平成30年度鳥取県職員採用試験受験案内 (身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度)

◆鳥取県人事委員会◆ 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎7階
電話(0857)26-7553 FAX(0857)26-8119 インターネット<http://www.pref.tottori.lg.jp/jinji/>

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者及び精神障がい者の雇用の促進を図ることを目的とし、職員採用候補者を選考するために実施するものです。

※活字印刷文による出題に対応できない人は、点字による受験ができます。また、補助として音声機器（音声機能付きパソコン又はデジ再生機）の使用もできます。点字による受験を希望される人は、鳥取県人事委員会事務局まで必ずお問い合わせください。

1 受付期間、試験日、試験会場、第1次試験合格者・採用候補者発表日

受 付 期 間	<p>【インターネット】 8月24日（金）午前9時 ～9月10日（月）午後5時</p> <p>◎できるだけインターネットによる申込みをお願いします。 ◎期間内に正常に申込みが完了したものに限り受け付けます。申込みが完了すると「申込完了通知メール」が送信されますので、必ず確認してください。</p> <p>【持参・郵便・信書便】 8月24日（金）～9月10日（月）</p> <p>◎持参による場合の受付時間 8:30～17:15 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。 ◎郵便又は信書便の場合は、9月10日（月）までの消印等（9月10日までに受け付けたことが明確に確認できるもの）のあるものに限り受け付けます。 <u>※余裕を持って早めに申込み手続きを行ってください。</u></p>
第 1 次 試 験	<p>10月21日（日）</p> <p>◎開 場 時 刻 8:20 ◎試 験 開 始 時 刻 8:40 ◎試験終了予定時刻 13:10（点字による受験の場合 15:20）</p> <p>[試験会場] 鳥取会場：鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目271） 米子会場：鳥取県西部総合事務所（米子市鞆町一丁目160）</p>
第 1 次 試 験 合 格 者 発 表 日	<p>11月8日（木）午後2時（予定）</p>
第 2 次 試 験	<p>11月下旬（予定）</p> <p>◎試験は上記期間のうち指定する1日で、日時は第1次試験合格者に通知します。</p> <p>[試験会場] 鳥取県庁第2庁舎会議室（鳥取市東町一丁目271）</p>
採 用 候 補 者 発 表 日	<p>12月上旬（予定）</p>

2 募集職種、障がい種別、採用予定者数、職務内容、主な配属先

職 種	障がい種別	採用予定者数	職 務 内 容	主 な 配 属 先
一般事務	身体障がい	1名程度	各種施策の企画立案と実施、申請に対する許認可、予算の編成・執行、経理、庶務等の事務全般のほか、税の徴収、用地買収の交渉等	本庁、総合事務所、教育委員会事務局、県立学校、公立小中学校等（※警察本部以外の全ての部局）
	精神障がい	1名程度		

(注) 1 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

2 試験の結果によっては、採用予定者数を増減する場合又は第1次試験合格者なし若しくは採用候補者なしとする場合もあります。

3 受験対象者

次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

4 受験資格

(1) 年齢要件

昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

(2) 国籍

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は平成31年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、〈参考1〉「日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

(3) 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 試験内容

試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験	150点 [多肢選択式・・・40問 2時間] 公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会科学・人文科学・自然科学に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力）についての筆記試験
	作文試験	100点 [1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査	— 職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	400点 個別面接による人物についての口述試験

- (注) 1 試験の難易度は高校卒業程度です。
 2 適性検査は第1次試験日に実施しますが、評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ判定します。)
 3 第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。
 4 作文試験の過去3年間の問題及び教養試験の例題は、鳥取県人事委員会のホームページに掲載します。
 5 点字による受験の場合は、第1次試験の各試験種目の解答時間を1.5倍に延長します。(詳細は鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。)

6 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

- (1) 第1次試験合格者
 第1次試験の教養試験と作文試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
 なお、第1次試験の教養試験と作文試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格とします。
 また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とします。
- (2) 採用候補者
 第1次試験の合計得点にかかわらず、第2次試験で実施する人物試験の得点の高い順に決定します。
 なお、人物試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、不合格とします。
- (3) 手帳等
 採用候補者の決定後、採用までに身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を確認させていただく場合があります。また、就業が可能な状態であるか確認するため医師による就労に係る意見書を提出していただく場合があります。受験対象者でないこと又は受験資格を欠くことが判明した場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。

7 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

第1次試験合格者及び採用候補者の受験番号を鳥取県人事委員会のホームページに掲載し、併せて県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示するとともに、第1次試験合格者及び採用候補者に通知します。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。ただし、いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合は、順位はありません。

開示対象の試験	開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者本人 又は代理人	教養試験、作文試験の 得点、合計得点及び順位	第1次試験合格者発 表日から1年間	鳥取県人事委員会事務局 (県庁第二庁舎7階)
第2次試験		人物試験の得点及び順位	採用候補者発表日か ら1年間	

試験結果の開示の請求は、**受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。**電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。手続等の詳細については、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望する受験者は、第1次試験日当日に、82円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号(12.0cm×23.5cm)〕を持参してください。**試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

9 採用方法及び給与等

(1) 採用方法

任命権者（知事・教育委員会等）が採用候補者のうちから、採用に係る審査等を行った後に採用者を決定します。

(2) 採用時期

採用は、原則として平成31年4月1日の予定ですが、既卒者については、欠員等の状況によってはそれ以前に採用されることもあります。

(3) 給与

ア 平成30年4月1日現在における初任給は、月額152,000円で、一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。

イ 昇給は、原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 給与に加えて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。採用時まで給与改定等があった場合は、それによります。

10 受験申込手続

(1) インターネットにより申し込む場合

鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。

* 注意事項

- ・ 受験票作成にプリンタが必要です。お持ちでない場合はコンビニエンスストアのプリントサービス等をご利用いただくか、郵送又は持参により申込みをお願いします。
- ・ ご使用の機器や環境によっては、一部対応できない場合があります。

【申込手順】

①パソコン、スマートフォンの環境設定

「pref-tottori@s-kantan.com」からのメールを受信できるように設定してください。

なお、携帯電話（スマートフォンを除く）からの申込みはできません。

②受験申込み

申込みが完了すると、「申込完了通知メール」「審査完了通知メール」の電子メールが順次、申込みの際に登録したアドレスに送信されます。

申込後直ちに「申込完了通知メール」の電子メールが届かない場合又は申込後2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）経っても「審査完了通知メール」の電子メールが届かない場合は、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

これらの電子メールに記載されている整理番号とパスワードは受験票作成の際に必要ですので、メールを削除しないように注意してください。

③受験票の作成 ※9月21日（金）頃に申込みの際に登録したアドレスに電子メールが送信されます。

次の方法により受験票を自分で作成し、試験当日に持参してください。

- ・ 「受験票作成依頼メール」の電子メールが届いたら、鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上部にある「申込内容照会」をクリックします。
- ・ 「申込完了通知メール」に記載されている整理番号とパスワードを入力し申込内容を表示させます。
- ・ 受験票様式（PDFファイル）をダウンロードのうえ印刷します。
- ・ 印刷した様式から切り取り線に沿って受験票を切り取り、写真を貼ります。

※ 「受験票作成依頼メール」は、9月21日（金）頃に送信されます。

その際、鳥取県人事委員会のトップページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/jinji/>) とメールマガジン「鳥取県職員採用試験情報」でお知らせします。

(2) 持参、郵便又は信書便により申し込む場合

提出書類	①申込書 1部 記載要領をよく読んで、受験申込書・受験票に必要事項を記入の上、提出してください。(写真の貼付、履歴書等は申込時には不要です。) ②返送用封筒 1通 受験票を郵便により返送するため、 82円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形3号(12.0cm×23.5cm)〕を併せて提出 してください。
申込先	鳥取県人事委員会事務局 所在地：鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎7階 電話(0857)26-7553 〔持参により申し込む場合〕 上記の鳥取県人事委員会事務局へ、直接ご持参ください。 〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 宛先：〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県人事委員会事務局 ※ 封筒の表に 赤字 で「 県職員受験 」と書いてください。 ※ 郵便の場合、特定記録などによるのが確実です。 万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだことが明確に確認できない場合は、理由の如何を問わず受理しません。(郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。) ※ 受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだ場合であっても、切手料金不足等により申込者に返送され、結果的に受付期間外の申込みとなった場合など、申込者の責による申込みの遅延等の場合、理由の如何を問わず受理しません。
受験票の交付	受験票は、提出いただいた返送用封筒により後日郵送しますが、 9月21日(金) までに到着しないときは、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

受験申込書記載要領

黒又は青のボールペン・万年筆を用い(鉛筆は不可。)、※欄(受験番号、人事委員会処理欄)を除く全ての欄にもれなく記入してください。

該当する口の中にはレ印を付し、その他の該当する項目は○で囲んでください。

記載事項に不正があると、受験が無効となる場合があります。

〔第1次試験地〕

申込後は、第1次試験地の変更はできません。

〔現住所及び緊急連絡先〕

棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話をお持ちの場合は、その電話番号と電子メールアドレスも記入してください。緊急連絡先が現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。

〔身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳〕

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に記載されている事項を記入してください。

〔補装具等〕

受験に際して補装具等の使用を希望されるかたは、所定の欄に必ず記入してください。記入がない場合、対応できないことがあります。

1 1 個人情報取扱

本試験の実施に際して収集した個人情報については、次の目的以外には利用しません。

- ① 採用試験及び採用に関する事務に利用します。
- ② 個人が特定できないように処理した上で、今後の募集活動のための資料として利用します。
- ③ 採用候補者の個人情報は、任命権者(知事・教育委員会等)に提供し、採用に関する事務に利用します。

〈参考1〉日本国籍を有しない職員の任用について

1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

(1) 公権力の行使に該当する業務

- ア 許可、認可、免許等処分に関する事務（各種営業許可、開発許可、建築確認等）
- イ 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- ウ 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- エ 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- オ 審査請求に対する裁決に関する事務
- カ そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

(2) 公の意思形成への参画に携わる職

本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などが該当します。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

2 日本国籍を有しない人で、採用時に就職に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。

〈参考2〉平成29年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度）の実施結果

平成29年9月実施

職 種	第1次試験 受験者数（A）	第1次試験 合格者数	採用候補者数 （B）	受験競争率 （A） / （B）
一般事務	30名	9名	2名	15.0倍

第1次試験に関する注意事項

- 1 試験当日は、必ず試験開始時刻までに掲示や係員の指示に従って試験室に入室してください。
- 2 受験の際は受験票、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、筆記用具（HB又はBの鉛筆、よく消える消しゴム）、時計（計時機能だけのものに限り、試験時間中に携帯電話を時計として使用することは認めません。）を持参してください。点字による受験の人は、併せて昼食を持参してください。
- 3 冷房を入れる場合がありますので、温度調節のできる服装でお越しください。
- 4 試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、鳥取県人事委員会のホームページ、携帯版ホームページ及びメールマガジン『鳥取県職員採用試験情報』でお知らせしますので、事前に確認の上、試験会場へお越しください。

● 鳥取県人事委員会からのお知らせ ●

★ 人事委員会の携帯版ホームページもご利用ください！

携帯電話で採用試験情報をご覧いただけます。
合格発表も確認できますので、是非ご利用ください。



★ メールマガジン(パソコン専用)を配信しています！

人事委員会事務局では、メールマガジン『鳥取県職員採用試験情報』を配信しています。(携帯電話には対応しておりません。) 職員採用試験に関する情報や説明会の開催情報など、随時お知らせしていますので、是非ご登録ください。人事委員会のホームページ(パソコン版)で登録できます。

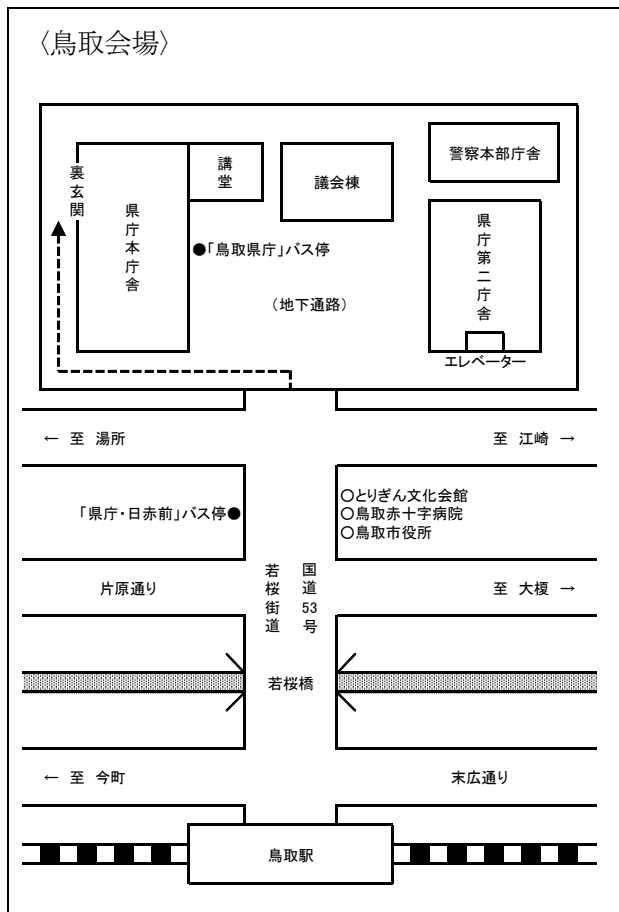
★ フェイスブックで情報を配信しています！

<https://www.facebook.com/torisaiyou>

★ ツイッターで情報を配信しています！

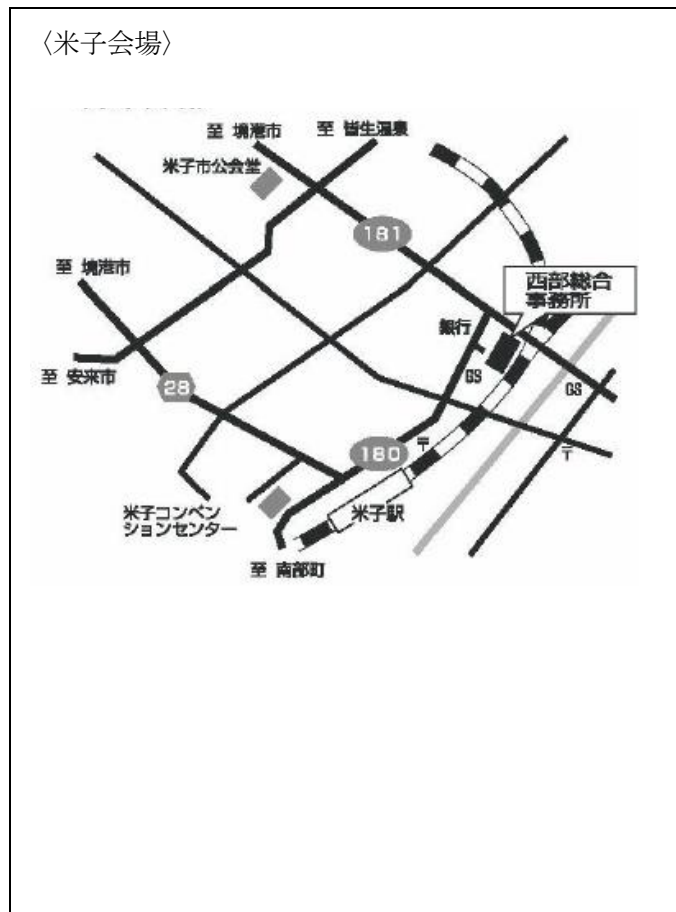
https://twitter.com/tottori_jinji

試験会場案内図



J R 鳥取駅より徒歩約 20 分

※試験当日は、本庁舎裏玄関の外側窓口で警備員に受験者であることを申し出て、受験番号、氏名を伝えて確認後に入庁してください。



J R 米子駅より徒歩約 15 分

※試験当日は、本館裏玄関から入場してください。(試験当日は案内板を設置します。)